令和8年度
日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議報告書

（対象施設）

- 日野市立落川交流センター
- 日野市立湯沢福祉センター
- 日野市立グラウンド等

日野市指定管理者候補者選定委員会

日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議結果について

日野市指定管理者候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、地方自治法第 244 条の 2 で規定する指定管理者制度を活用した公の施設の指定管理者の候補者選定について、日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下、「条例」という。）、日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則及び日野市公の施設における指定管理者制度に関するガイドラインに基づき、検討したので、その結果を市長に報告する。

令和 8 年（2026 年）9月 3 日

日野市長　古賀　壮志　様

日野市指定管理者候補者選定委員会

企画部長	岡田　正和
総務部長	小松　利夫
高齢者福祉・保健担当部長	奥住　大輔
産業スポーツ部長	中村　光孝
地域協働課長	中沢　智道
高齢福祉課長	長島　稔
文化スポーツ課長	佐々木　滋

1　指定管理者候補者選定対象施設

本委員会により審議した施設は、次の３件である。

施設名	施設数	募集方法	更新／新規
日野市立落川交流センター	1	公募	更新
日野市立湯沢福祉センター	1	公募	更新
日野市立グラウンド等	14	公募	更新

2　募集及び審議経過

（1） 市による候補者の募集

本委員会で審議する施設について、市ホームページでの募集を次のとおり実施した。

※ 以下、本書では、年月日を次のように略記する。
（例）令和８年（2026 年）４月１日　⇒　「R8.4.1」

施設名	募集要項の公開	申請書類の受付
日野市立落川交流センター	R8.6.24	R8.7.21　～　R8.7.27
日野市立湯沢福祉センター	R8.6.10	R8.6.29　～　R8.7.6
日野市立グラウンド等	R8.6.22	R8.6.22　～　R8.7.22

（2） 応募状況

施設名	応募事業者
日野市立落川交流センター	１者
日野市立湯沢福祉センター	１者
日野市立グラウンド等	１者

（3） 選定委員会の開催

開催	日程	主な議題
第１回	R8.8.12	● 候補者選定（日野市立落川交流センター）
第２回	R8.8.14	● 候補者選定（日野市立湯沢福祉センター）
第３回	R8.8.19	● 候補者選定（日野市立グラウンド等）

3　審議方法

（1） 選定基準

日野市公の施設における指定管理者制度に関するガイドライン（第５版）に基づき、各委員が 150

点満点により採点を行い、6 割以上の点数を得た応募者のうち、次の順位により応募者を選定した。

① 各委員の順位を点数とし、点数の合計が最小の事業者
② 順位の点数が同点の場合、指定管理料の提案額の総額が最も低い事業者
③ 指定管理料の提案額の総額が同額の場合、委員長が適当と認める方法により、委員の多数決で決する。

採点項目は選定基準に記載のとおり。
配点や採点に当たっての視点については各施設の主管課が設定し、委員会へ採点表を提出している。

※ 各項目の採点基準（評価点）
5 点…… 要件を充分に満たしている。
4 点…… 多少工夫の余地はあるものの、ほぼ要件を満たしている。
3 点…… 基本的な水準を満たしている。
2 点…… 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
1 点 …… まったく要件を満たしていない。

※ 審査は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の倍率を乗じる。
（例）配点 20 点の場合：評価点 5 点×倍率 4 倍＝配点 20 点

（2） 審査手順
次のように審査を行い、厳正かつ総合的な審議を実施した。



※基本的な進行フローを示しており、応募者数等により時間は異なる。

（3） 審査委員会

日野市指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づき、各施設を次のそれぞれ次の委員構成で審査した。

施設名	日野市立落川交流センター	日野市立湯沢福祉センター	日野市立グラウンド等
委員構成 ◎…委員長 ○…副委員長	◎企画部長 ○総務部長 ・地域協働課長	◎高齢者福祉・保健担当部長 ○企画部長 ・総務部長 ・高齢福祉課長	◎産業スポーツ部長 ○企画部長 ・総務部長 ・文化スポーツ課長

4　審議結果

審議の結果、次の事業者を指定管理者の候補者として選定すべきものとの結論に至った。

施設名	指定管理者候補者に選定すべき事業者名	指定期間	
日野市立落川交流センター	特定非営利活動法人 おちかわの里	5 年間	R９.4.1 から R14.3.31 まで
日野市立湯沢福祉センター	公益社団法人　社会教育協会	5 年間	R9.4.1 から R14.3.31 まで
日野市立グラウンド等	株式会社 フクシ・エンタープライズ	5 年間	R9.4.1 から R14.3.31 まで

5　施設ごとの審議結果詳細

（1） 日野市立落川交流センター

（ア） 施設概要

名称	日野市立落川交流センター
所在地	日野市落川 1400
施設数	1 施設
総延べ床面積	295.09 ㎡
施設構造・規模	構造:RC 造 規模:地上 2 階建
所有状況	市所有
開設時期	昭和38年 7 月(平成 16 年3月改修、平成 16 年 5 月竣工)
開館時間	午前 9 時から午後9時まで 毎週月曜日(月曜が休日の場合は、その翌日)及び年末年始を除く。
利用状況	「表 1　利用状況の推移（日野市立落川交流センター)」のとおり

表 1　利用状況の推移（日野市立落川交流センター）

	R3	R4	R5	R6	R7
人数	7,469 人	9,825 人	11,169 人	8,717 人	9,395
稼働率	34.5%	37.0%	37.8%	36.2%	43.0%

（イ）応募事業者

- 特定非営利活動法人 おちかわの里

（ウ）採点方法及び結果

表 2　採点結果表（日野市立落川交流センター）

審査項目	内容 ★＝審査にあたり特に重視した項目	配点合計 （倍率）	得点 特定非営利活動法人 おちかわの里
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること。（条例第 4 条第 1 号）	①障害者等を含め、市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。★	60 点 （×4）	52 点
	②利用者の意見を反映する仕組みがあるか。★	30 点 （×2）	24 点
	③市が求める施設の運営方針に整合したサービス提案となっているか。	15 点 （×1）	12 点
	小計	105 点	88 点
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。（条例第 4 条第 2 号）	①施設の設置目的を効果的に達成できる提案となっているか。★	60 点 （×4）	48 点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★	30 点 （×2）	20 点
	③指定管理経費は参考額に比して十分に抑制されているか。★	30 点 （×2）	18 点
	小計	120 点	86 点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。★	45 点 （×3）	30 点

人的な能力を有していること。（条例第４条第３号）	②適正な経理処理ができるか。	15点（×1）	10点
	③同種の施設管理運営実績があるか。★	30点（×2）	24点
	④防災・防犯対策及び非常災害時等の危機管理対応策は適切か。★	30点（×2）	20点
	⑤日常的な安全管理は十分に考えられているか。★	30点（×2）	20点
	⑥労働法令の順守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	15点（×1）	10点
	小計	165点	114点
個人情報等について適正な管理が確保されること。（条例第４条第４号）	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	15点（×1）	9点
	小計	15点	9点
その他市長等が必要と認める事項。（条例第４条第５号）	①環境への配慮がされているか。	15点（×1）	11点
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。	15点（×1）	14点
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。	15点（×1）	12点
	小計	45点	37点
合計		450点（A）	334点（B）
得点率(B)/(A)（小数点第二位以下四捨五入）		－	74.2%

（エ）候補者として選定すべき事業者

特定非営利活動法人 おちかわの里

（オ）候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている60%以上の得点を得ているため。

（カ）候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

① 修繕については、主管課と十分に連携し、状況に応じて柔軟に対応していただきたい。

② 個人情報については、適切な管理体制を整え、厳正に管理していただきたい。

（キ）主管課に対する各委員からの意見等

指定管理料については提案額を踏まえ、事業者や関係課と協議し、調整をしていってもらいたい。

（２） 日野市立湯沢福祉センター

（ア） 施設概要

名称	日野市立湯沢福祉センター
所在地	日野市程久保 873 番地
施設数	1 施設
総延べ床面積	968.28㎡
施設構造・規模	鉄筋コンクリート造･地下1階地上2階建て
所有状況	市所有
開設時期	昭和 50 年 3 月
開館時間	午前 9 時 00 分から午後 9 時30分まで 毎週月曜及び年末年始等を除く
利用状況 R7 年度	稼働率　40.2%(朝昼のみ)
	利用者数 9,512 人

（イ） 応募事業者

- 公益社団法人　社会教育協会

（ウ） 採点方法及び結果

表３　採点結果表（日野市立湯沢福祉センター）

審査項目	内容 ★＝審査にあたり特に重視した項目	配点合計 （倍率）	得点 公益財団法人 社会教育協会
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること。（条例第 4 条第 1 号）	①障害者等を含め、市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。★	40 点 （×2）	30 点
	②利用者の意見を反映する仕組みがあるか。★	40 点 （×2）	32 点
	③市が求める施設の運営方針に整合したサービス提案となっているか。	60 点 （×3）	51 点
	小計	140 点	113 点
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要す	①施設の設置目的を効果的に達成できる提案となっているか。★	40 点 （×2）	30 点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★	40 点 （×2）	24 点

る経費の縮減を図ることができるものであること。（条例第４条第２号）	③指定管理経費は参考額に比して十分に抑制されているか。★	40点（×2）	24点
	小計	120点	78点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。（条例第４条第３号）	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。★	60点（×3）	45点
	②適正な経理処理ができるか。	20点（×1）	12点
	③同種の施設管理運営実績があるか。★	60点（×3）	60点
	④防災・防犯対策及び非常災害時等の危機管理対応策は適切か。★	20点（×1）	12点
	⑤日常的な安全管理は十分に考えられているか。★	20点（×1）	12点
	⑥労働法令の順守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	20点（×1）	12点
	小計	200点	153点
個人情報等について適正な管理が確保されること。（条例第４条第４号）	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	20点（×1）	12点
	小計	20点	12点
その他市長等が必要と認める事項。（条例第４条第５号）	①環境への配慮がされているか。	60点（×3）	36点
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。	20点（×1）	17点
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。	40点（×2）	32点
	小計	120点	85点
合計		600点（A）	441点（B）
得点率(B)/(A)（小数点第二位以下四捨五入）		－	73.5%

（エ）候補者として選定すべき事業者

公益財団法人　社会教育協会

（オ）候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている 60%以上の得点を得ているため。

（カ）候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

① 提案額については、主管課と協議をしていっていただきたい。
② 孤立した高齢者を減らす観点からも、一人で来館する方に対して、引き続き親身かつ丁寧に対応していただきたい。
③ 施設所管課とも十分に連携し、修繕については、工夫しながら対応していただきたい。

（キ）主管課に対する各委員からの意見等

① 古い施設であることを踏まえ、事業者と十分に連携し、修繕等について対応してほしい。
② 指定管理料については、提案額を踏まえ事業者及び関係課と十分に協議・調整を進めてほしい。

（3） 日野市立グラウンド等

（ア） 施設概要

名称	日野市立グラウンド等
所在地	日野市万願寺 1-1-2 の先 ほか 12か所
施設数	14施設（グラウンド 7 施設、テニスコート3施設、運動広場4施設） 【グラウンド】 多摩川グラウンド、東光寺グラウンド、多摩平第一公園グラウンド、旭が丘中央公園グラウンド、万願寺中央公園グラウンド、北川原公園グラウンド、浅川スポーツ公園グラウンド 【テニスコート】 七生自然学園テニスコート、多摩平第一公園テニスコート、旭が丘中央公園テニスコート 【運動広場】 豊田児童グラウンド、程久保運動場広場、多摩川百草ふれあい広場、百草台運動広場
施設運営	開設時間：施設・時期による 開設日：年末年始等を除く

表４　施設詳細

名称	所在	面積	R7稼働率	R7利用者数	利用料金
多摩川グラウンド	万願寺一丁目1番地の2先	22,389㎡（占用面積）	47.3%	67,141人	無料
東光寺グラウンド	栄町三丁目15番地先	17,402㎡（占用面積）	37.8%	9,979人	無料
七生自然学園テニスコート	落川1400番地	4,662㎡（テニスコート及び駐車場）	40.9%	8,310人	2,100円（2 時間）
多摩平第一公園グラウンド	多摩平四丁目2 番地	6,296㎡	60.7%	7,139人	無料
多摩平第一公園テニスコート	多摩平四丁目2 番地	3,540㎡	60.7%	35,953人	700円（2 時間）

旭が丘中央公園グラウンド	旭が丘五丁目1 番地の1	8,793㎡	53.1%	6,822人	無料
旭が丘中央公園テニスコート	旭が丘五丁目1 番地の1	2,096㎡	76.6%	16,511人	700円（2 時間）
万願寺中央公園グラウンド	万願寺四丁目20 番地の12	11,300㎡	39.8%	15,150人	1,000円（2 時間）
北川原公園グラウンド	石田一丁目236 番地	26,884㎡	100.0%	14,220人	無料
浅川スポーツ公園グラウンド	万願寺五丁目3 番地の7	11,548㎡	73.2%	40,248人	4,000円（2 時間）
豊田児童グラウンド	豊田一丁目先	8,374㎡（占用面積）	※	※	無料
程久保運動広場	程久保531 番地の33	4,822㎡（占用面積）	※	※	無料
多摩川百草ふれあい広場	百草1245 番地先	10,067㎡（占用面積）	※	※	無料
百草台運動広場	三沢876 番地の24	15,915.38㎡（占用面積）	※	※	無料

※自主管理運営委員会による利用

（イ）応募事業者

- 株式会社フクシ・エンタープライズ

（ウ）採点方法及び結果

表 3　採点結果表（日野市立グラウンド等）

審査項目	内容 ★＝審査にあたり特に重視した項目	配点合計 （倍率）	得点 株式会社 フクシ･エンタープライズ
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること。（条例第 4 条第 1 号）	①障害者等を含め、市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。★	80 点 （×4）	64 点
	②利用者の意見を反映する仕組みがあるか。★	40 点 （×2）	34 点
	③市が求める施設の運営方針に整合したサービス提案となっているか。	80 点 （×4）	64 点
	小計	200 点	162 点
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。（条例第 4 条第 2 号）	①施設の設置目的を効果的に達成できる提案となっているか。★	60 点 （×3）	45 点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★	40 点 （×2）	28 点
	③指定管理経費は参考額に比して十分に抑制されているか。★	40 点 （×2）	16 点
	小計	140 点	89 点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。（条例第 4 条第 3 号）	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。★	60 点 （×3）	45 点
	②適正な経理処理ができるか。	20 点 （×1）	13 点
	③同種の施設管理運営実績があるか。★	40 点 （×2）	40 点
	④防災・防犯対策及び非常災害時等の危機管理対応策は適切か。★	20 点 （×1）	15 点
	⑤日常的な安全管理は十分に考えられ	20 点	16 点

	ているか。★	（×1）	
	⑥労働法令の順守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	20 点 （×1）	14 点
	小計	180 点	143 点
個人情報等について適正な管理が確保されること。 （条例第 4 条第 4 号）	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	20 点 （×1）	13 点
	小計	20 点	13 点
その他市長等が必要と認める事項。 （条例第 4 条第 5 号）	①環境への配慮がされているか。	20 点 （×1）	14 点
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。	20 点 （×1）	18 点
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。	20 点 （×1）	17 点
	小計	60 点	49 点
合計		600 点 (A)	456 点 (B)
得点率(B)/(A) （小数点第二位以下四捨五入）		-	76.0%

（エ）候補者として選定すべき事業者

株式会社フクシ・エンタープライズ

（オ）候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている 60%以上の得点を得ているため。

（カ）候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

① 近隣からの苦情等については、市と十分に協議・連携の上、丁寧かつ適切に対応していただきたい。

② 地域との連携については、様々な機会を捉え地域との関わりを深めるなど、積極的に取り組んでいただきたい。

③ ガイドラインや関係法令については、内容を十分に確認し、法人として適切に遵守・対応していただきたい。

（キ）主管課に対する各委員からの意見等

利用時間の延長やダイナミックプライシングについて、事業者と十分に協議・検討の上、導入に向けて取り組んでいただきたい。

６　資料

（１） 日野市公の施設の指定の手続等に関する条例（平成 27 年条例第 20 号）

平成 17 年６月 28 日
条例第 20 号
改正　令和４年 12 月 19 日条例第 46 号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の２第３項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（候補者の募集）

第２条　市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を告示して、指定管理者の候補者を公募するものとする。

(1)　公の施設の名称、設置目的、規模その他の概要
(2)　指定管理者が管理する業務の範囲
(3)　指定管理者が管理する期間（以下「指定期間」という。）
(4)　指定を受けるために必要な資格
(5)　申請に必要な書類
(6)　申請期間
(7)　前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

（申請）

第３条　指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、規則で定める申請書等により、市長等に申請しなければならない。

（候補者の選定）

第４条　市長等は、前条の規定による申請を受けたときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、最も適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1)　公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されること。
(2)　事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。
(3)　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。
(4)　個人情報等について適正な管理が確保されること。
(5)　その他市長等が必要と認める事項

（公募によらない選定等）

第５条　市長等は、前条各号に掲げる基準を満たすもので、当該公の施設の性格、事業の内容、規模等に照らし、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認める法人その他の団体があるときは、第２条の規定にかかわらず、当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

２　前項に定める場合のほか第 11 条第１項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合又は指定管理者が管理を辞退した場合において、緊急に新たな指定管理者を指定する必要があると認めるときは、

第２条の規定にかかわらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

３　前２項の規定により選定するときは、市長等は、あらかじめ第３条の規定による申請を受けるに当たり、事業計画等について法人その他の団体と協議し、前条各号に照らし、総合的に判断しなければならない。

（指定の通知等）

第６条　市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、その旨を通知するものとする。

２　市長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（協定の締結）

第７条　市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公の施設の管理に関する次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

(1)　事業計画に関する事項

(2)　管理の基準に関する事項

(3)　指定管理者に支出する管理に係る費用に関する事項

(4)　管理に当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項

(5)　日野市行政手続条例（平成８年条例第 19 号）に関する事項

(6)　法第 244 条の２第７項の規定による事業報告書の作成及び提出に関する事項

(7)　法第 244 条の２第 10 項の規定による業務報告の聴取等に関する事項

(8)　法第 244 条の２第 11 項の規定による指定の取消し及び業務の停止命令に関する事項

(9)　前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために市長等が必要と認める事項

（管理の基準）

第８条　指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨にのっとり、その管理する公の施設に係る管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有する個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

２　指定管理者の行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は当該業務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならない。

３　指定管理者は、日野市情報公開条例（平成 13 年条例第 32 号）の趣旨にのっとり、その管理する公の施設に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

４　前３項に規定するもののほか、指定管理者は、その管理する公の施設に関する条例等に定める基準により、公の施設を管理しなければならない。

（令和４条例 46・一部改正）

（業務の範囲）

第９条　指定管理者が行う管理の業務は、次に掲げる業務のうち、公の施設の設置の目的、形態等に応じて市長等が定める範囲とする。

(1)　公の施設で行う事業の運営に関する業務

(2)　公の施設の使用の承認等に関する業務

(3)　施設及び附帯設備の維持管理に関する業務

(4)　前３号に掲げるもののほか、公の施設の管理に関する業務

（兼業の禁止）

第 10 条　法第 92 条の２、第 142 条（法第 166 条第２項及び第 168 条第７項において準用する場合を含む。）及び第 180 条の５第６項の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、法第 92 条の２及び第 142 条中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「指定管理者」と、第 180 条の５第６項中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「その職務に関する公の施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定の取消し等）

第 11 条　市長等は、指定管理者が公の施設の管理の適正を期するための指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責めを負わない。

（原状回復の義務）

第 12 条　指定管理者は、指定期間が満了したときは、速やかに、当該公の施設及び附帯設備を原状に回復しなければならない。法第 244 条の２第 11 項の規定により指定を取り消されたときも同様とする。

２　市長等は、法第 244 条の２第 11 項の規定により期間を定めて公の施設に係る管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、当該指定管理者に対し速やかに当該公の施設及び附帯設備を現状に回復するよう命じることができる。

（損害賠償の義務）

第 13 条　指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又は附帯設備に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第 14 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（令和４年条例第 46 号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（２） 日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 24 号）

平成 17 年６月 28 日
規則第 24 号
改正　平成 28 年３月 31 日規則第 23 号

（趣旨）

第１条　この規則は、日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 20 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（申請書等）

第２条　条例第３条に規定する規則で定める申請書等は、次のとおりとする。

(1)　指定管理者指定申請書（第１号様式）

(2)　管理を行おうとする公の施設における事業計画に関する書類

(3)　経営の状況等当該団体の概要を説明する書類

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（選定委員会）

第３条　市長は、条例第４条の規定による指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定委員会を設置するものとする。

２　前項に規定する選定委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（指定の通知）

第４条　条例第６条第１項の規定による通知は、指定管理者指定決定通知書（第２号様式）を交付することにより行うものとする。

（告示する事項）

第５条　条例第６条第２項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　指定管理者として指定した法人その他の団体の名称及び所在地

(2)　当該指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

(3)　当該指定管理者の指定の期間

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（事業報告書）

第６条　指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

(1)　管理の業務の実施状況

(2)　管理の業務を行う公の施設の利用状況

(3)　料金収入の実績（指定管理者の収入として収受させている場合に限る。）

(4)　管理に要する経費の収支状況

(5)　前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が指定する事項

（指定の取消し等）

第７条　市長は、条例第 11 条第１項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命ずるとき

は、指定の取消しについては指定取消通知書（第３号様式）により、管理の業務の停止命令については業務停止命令書（第４号様式）により当該指定管理者に通知するものとする。

２　市長は、条例第 11 条第１項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1)　当該指定管理者の名称及び所在地

(2)　当該指定の取消し又は管理の業務の停止命令の対象となる公の施設の名称

(3)　指定を取り消した日

(4)　管理の業務の停止の期間（当該業務の全部又は一部の停止を命じたときに限る。）

(5)　停止を命じた管理の業務の範囲（当該業務の一部の停止を命じたときに限る。）

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

３　指定管理者は、第１項の規定による指定の取消しの通知を受けたときは、当該通知を受けた日（以下「通知日」という。）から起算して 30 日以内に通知日の属する年度の４月１日（条例に基づく指定管理者としての指定の日が、当該年度の４月２日以降の場合は、当該日）から通知日までに係る事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成 28 年規則第 23 号）

（施行期日）

１　この規則は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年４月１日）から施行する。

（経過措置）

２　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際、第１条の規定による改正前の日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第２条の規定による改正前の日野市個人情報保護条例施行規則、第４条の規定による改正前の日野市情報公開条例施行規則、第５条の規定による改正前の日野市特定個人情報保護条例施行規則、第６条の規定による改正前の日野市結核・精神医療給付金の支給に関する規則、第７条の規定による改正前の日野市ペット霊園等の設置等に関する条例施行規則、第８条の規定による改正前の日野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第９条の規定による改正前の日野市まちづくり条例施行規則、第 10 条の規定による改正前の日野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、第 11 条の規定による改正前の日野市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、第 12 条の規定による改正前の日野市立七ツ塚ファーマーズセンター条例施行規則、第 13 条の規定による改正前の日野市企業立地支援条例施行規則、第 14 条の規定による改正前の日野市多摩平の森産業連携センター条例施行規則、第 15 条の規定による改正前の日野市市民の森ふれあいホール条例施行規則、第 16

条の規定による改正前の日野市体育施設条例施行規則、第 17 条の規定による改正前の日野市原子爆弾被爆者の援護に関する条例施行規則、第 18 条の規定による改正前の日野市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、第 19 条の規定による改正前の日野市社会福祉法人認可等事務取扱規則、第 20 条の規定による改正前の日野市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第 21 条の規定による改正前の日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例施行規則、第 22 条の規定による改正前の日野市身体障害者福祉法施行細則、第 23 条の規定による改正前の日野市知的障害者福祉法施行細則、第 24 条の規定による改正前の日野市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第 25 条の規定による改正前の日野市指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則、第 26 条の規定による改正前の日野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 27 条の規定による改正前の日野市障害児通所支援及び障害児相談支援に係る児童福祉法施行細則、第 28 条の規定による改正前の日野市未熟児養育医療給付及び費用徴収に関する規則、第 29 条の規定による改正前の日野市助産施設への助産の実施及び費用徴収規則、第 30 条の規定による改正前の日野市母子生活支援施設母子保護の実施等に関する規則、第 31 条の規定による改正前の日野市児童育成手当条例施行規則、第 32 条の規定による改正前の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、第 33 条の規定による改正前の日野市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、第 34 条の規定による改正前の日野市児童手当事務処理規則及び第 35 条の規定による改正前の日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（３） 日野市指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成 17 年制定）

平成 17 年 10 月５日
制定

（設置）

第１条　日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 24 号）第３条の規定に基づき、日野市の公の施設の指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、日野市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、公の施設の指定管理者に応募した団体について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審議し、その結果を市長に報告するものとする。

（構成）

第３条　委員会は、別表に掲げる職にある者を委員として構成する。

２　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

３　委員長は、指定管理者の選定に係る公の施設の所管部長の職にある者をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

（守秘義務）

第５条　委員は、個別に公の施設の指定管理者に応募した団体と指定管理者の候補者に関する審議についての接触をしてはならない。

（関係者の出席）

第６条　委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、選定委員会に、専門的事項に関し学識経験のある者その他の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の公開及び会議録の作成）

第７条　委員会の会議は、公開しない。

２　委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

３　会議録は、公開する。ただし、日野市情報公開条例（平成 13 年条例第 32 号）第７条各号の規定のいずれかに該当する場合は、その該当する部分に限り、非公開とする。

（庶務）

第８条　委員会に関する庶務は、指定管理者の選定に係る公の施設を所管する課又は企画部企画経営課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付　則

この要綱は、平成 17 年 10 月５日から施行する。

付　則（平成 28 年４月１日）

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

付　則（令和２年４月１日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和６年５月 24 日）

この要綱は、令和６年５月 24 日から施行する。

別表（第３条関係）

企画部長
総務部長
指定管理者の選定に係る公の施設の所管部長職にある者
指定管理者の選定に係る公の施設の所管課長職にある者
その他市長が必要と認める者

（4） 指定管理者候補者選定基準（日野市公の施設における指定管理者制度に関するガイドライン（第５版）より抜粋）

1　審査基準

指定管理者候補者の選定は、公の施設を最も適切に管理することができるものを選ぶことが目的であるため、価格競争ではなく、総合評価による審査を行うものとします。

(1) 審査項目

公の施設の設置目的に応じて、指定管理者に求める役割は施設の管理を主とするものから、事業の実施を通じて行政目的を達成するものなど多岐にわたります。審査に当たっての着眼点、配点などについては案件ごとに定める必要があります。

そこで、手続条例第４条に掲げる基準を軸として、下表の審査項目によることを基本としたうえで、各項目における着眼点及び配点を施設所管課が当該案件ごとに定めることとします。

手続条例 第４条	審査基準	審査項目
第１号	公の施設として市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること。	①障害者等を含め、市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか
		②利用者の意見を反映する仕組みがあるか
		③市が求める施設の運営方針に整合したサービス提案となっているか
第２号	事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。	①施設の設置目的を効果的に達成できる提案となっているか
		②事務効率、経費削減等の工夫がされているか
		③指定管理経費は参考額に比して十分に抑制されているか
第３号	事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか
		②適正な経理処理ができるか
		③同種の施設管理運営実績があるか
		④防災・防犯対策及び非常災害時等の危機管理対応策は適切か
		⑤日常的な安全管理は十分に考えられているか
		⑥労働法令の順守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか
第４号	個人情報等について適正な管理が確保されていること。	①個人情報を保護するための体制が整っているか
第５号	その他市長等が必要と認める事項	①環境への配慮がされているか
		②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか
		③その他当該施設の運営に特筆すべき提案があるか

(2) 選定基準

施設別に設定される着眼点に基づき、各項目を 5 点満点で評価し、施設別に設定される倍率を乗じて採点を合計し、6 割を満たすものを選定すべき事業者とします。

順位は、次のように決定します。

ア．各委員の順位を点数とし、点数の合計が最小の事業者

イ．順位の点数が同点の場合、指定管理料の提案額の総額が最も低い事業者

ウ．指定管理料の提案額の総額が同額の場合、委員長が適当と認める方法により、委員の多数決で決する

2　選定委員会

(1) 構成

委員構成は次のとおりです。◎を委員長とし、副委員長は委員長が指名します。

企画部長
総務部長
◎指定管理者の選定に係る公の施設の所管部長職にある者
指定管理者の選定に係る公の施設の所管課長職にある者
その他市長が必要と認める者

(2) 運営に係る留意事項

市は、公正な審査を行うために次の点に留意して選定委員会を運営するものとします。

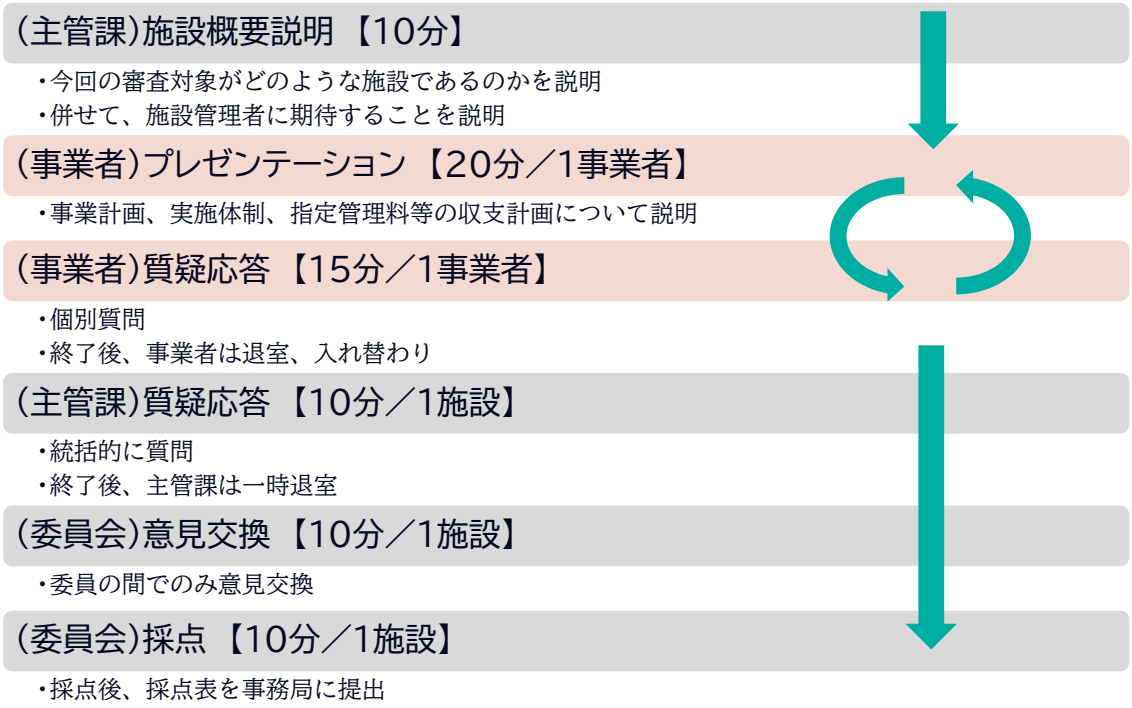
ア．市（事務局及び施設所管課）は選定施設の設置目的や指定管理者に求める役割について十分な説明を行い、委員間での情報・認識の共有に努めること。

イ．審査の前段において、審査項目やポイント、評価レベル等についての説明･確認を十分に行い、委員の認識に差が出ないよう努めること。

ウ．面接審査は、審査に必要な時間を適正に設定すること。

エ．委員に提案書類を渡すにあたっては、取扱注意を明記の上、守秘や紛失防止について注意喚起するとともに、検討終了後は確実に回収すること。

(3) 基本的な進行フロー（応募事業者数等により時間調整あり）



3　候補者の選定

(1) 選定順位

審査の結果に基づき、優先選定候補者（第 1 順位）、及び次点選定候補者（第 2 順位）を決定します。その後、優先選定候補者と細目に関する協議を行い、協議成立後、指定管理者候補者として、必要に応じて仮協定を締結します。優先選定候補者との協議が成立しない場合は、次点選定候補者と協議を行います。

また、優先選定候補者として選定された団体等が基本協定締結に至るまでの間、応募資格を満たさなくなったり、施設管理運営に際し明らかに支障があると判断されたりする場合など、指定管理者として不適格な事由を確認した場合、候補者としての選定を取り消し、次点選定候補者と協議を行います。

(2) 応募者が 1 者のみの場合

申請団体等が 1 団体のみの場合であっても、選定基準に定める最低基準を満たさないときは、該当なしとなります。このとき、再度募集を行うことなどを検討します。

4　選定結果の通知・公表

市施設所管課は、選定委員会で優先選定候補者が選定され、市長報告が終了したあと、各応募者に対して理由を付して選定結果を通知します。

併せて、市企画経営課は、選定委員会の結果等を市ホームページに公表します。

令和８年度日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議報告書

作成日：令和８年（2026年）９月３日
作　成：日野市指定管理者候補者選定委員会
事務局：日野市企画部企画経営課

〒191-8686
東京都日野市神明 1-12-1　日野市役所
電話：042-585-1111（代表）

ご連絡先
電　　話：042-514-8069（企画経営課）
Ｆ　Ａ　Ｘ：042-581-2516
E-Mail：tokku@city.hino.lg.jp